

明末の水利紛争をめぐる士大夫の書簡

—— 郝敬『山草堂集』より ——

岸本 美緒

はじめに

本章では、個人の書簡を取り上げて、その解説を試みたい。政治史研究はもちろんのこと、社会経済史、文化史の研究においても、個人の書簡は、当事者の認識を示す貴重な史料として利用されてきた。近年では、有名人のみならず庶民をも書き手とする日記、回想記、書簡など「一人称で書かれた」様々な史料が「エゴ・ドキュメント」といった語で総称され、歴史学界において新たに注目を集めている¹⁾。

明清史研究では、正史・実録・地方志といった編纂史料や、膨大に蓄積された政府檔案など、制度的に作成され保存されてきた史料が圧倒的な量を持つため、日記・回想記・書簡といった個人史料が用いられる割合は相対的に小さいといえるかもしれない。しかし、戦後日本の明清史研究においては、基層社会の実相を明らかにしようとする動向のなかで、これらの個人史料も相当の注目を集めてきた。現在、在地知識人の日記など未公刊の地方文献の稿本・抄本が続々と影印版で出版されつつあるなかで、これらの史料を活用していく道は今後さらに大きく開かれるであろう。これらの史料の長所として、一つには、当事者による実際の見聞の記録が含まれているということから、官方史料にはあまり記されていないようなローカルなレベルの客観的「事実」の確定に寄与するという点が挙げられる。同時に、もともと広範な読者を想定せず身内ないし特定対象向けに書かれたこれらの文献は、彼らが社会をどう見ていた

か、どのように自己と周囲の人々を描こうとしていたか、など、彼らの動機・意味・感情といった主観的な心の動きを比較的生々しく示していることが多く、研究者がボトムアップの視点で社会を捉えようとする際の貴重な窓口となる。この点も、個人史料の魅力である。そして何より、読んでいて、何やら身近で愚痴を聞いているような面白さがある。

他方、短所としては、これらの史料は親族関係やローカルな知識について読み手がよく知っていることを前提に書かれているので、相当にハイコンテクストであるという点が挙げられる。隅々まできちんと読解することは容易ではなく、むしろ、疑問を残したままあきらめるしかないことも多い。ただ、単に表面のわかりやすい部分のみを読んでは事足りりとするのではなく、他の史料と合わせて考証していくことによって、作者をとりまく「世界」がより立体的に見えてくることもある。その意味で、個人史料という「ドア」を通じて作者の「世界」を探検してみるという楽しさも味わうことができるのである。

本章で具体的に取り上げる対象は、明末の郝敬という学者が郷里の湖広省京山県（現在の湖北省京山市）の同郷の郷紳宛てに書いた書簡「講信書」である。個人史料としては、回想記などボリュームのある史料のほうが情報量も多く難しさと共に手ごたえも大きい。が、紙幅の関係で、ここでは一通の書簡を取り上げ、それを中心に解説することとする。内容は、所有地の水争いに関するもので、この書簡に続けてもう一通の書簡があり、後者のほうが具体的に水争いの状況を記しているが、両者とも相当長大であるため、ここでは第一の書簡（書簡一）についてのみ原文・書き下し・現代語訳を示し、第二の書簡（書簡二）については付録として概要のみを付することとした。

これらの書簡は、郝敬の文集である『山草堂集』に収録された「小山草」の巻十、家乗に収載されているものである。文集に収録されて刊行されているということからすると、広範な読者を対象としたものと言えなくもないが、書きぶりは特定の相手に宛てた書簡の形である。

一般に、明清時代の士大夫の文集には、かなりの数の書簡が収録されていることが多い。即ち、これらの書簡の作者は、書簡を出した際に、その文面を記録して保存し、自分の文集に収録しているのである。そこには、私信であっても、自らの文章や見識を、後世の人々も含め広範な読者に示したいという意図があると考えられる。実際に出した書簡と文集所載のものとの間にどの程度相違があるのかといった点を実証することは難しいが、とりあえず、文集所載のものは、「公刊に値する」との作者（或いは後の編者）の判断を経たものであり、それを含めて彼らの考え方を窺うに足るだろう。なお、実際に出された書簡の内容が受取人側の文集に収録されていることも稀にあるが、例は少ない。また、書簡の内容というよりは有名人の書跡を鑑賞する目的でコレクターの収集した書簡が、近代になって写真版で出版されている例はかなりある。

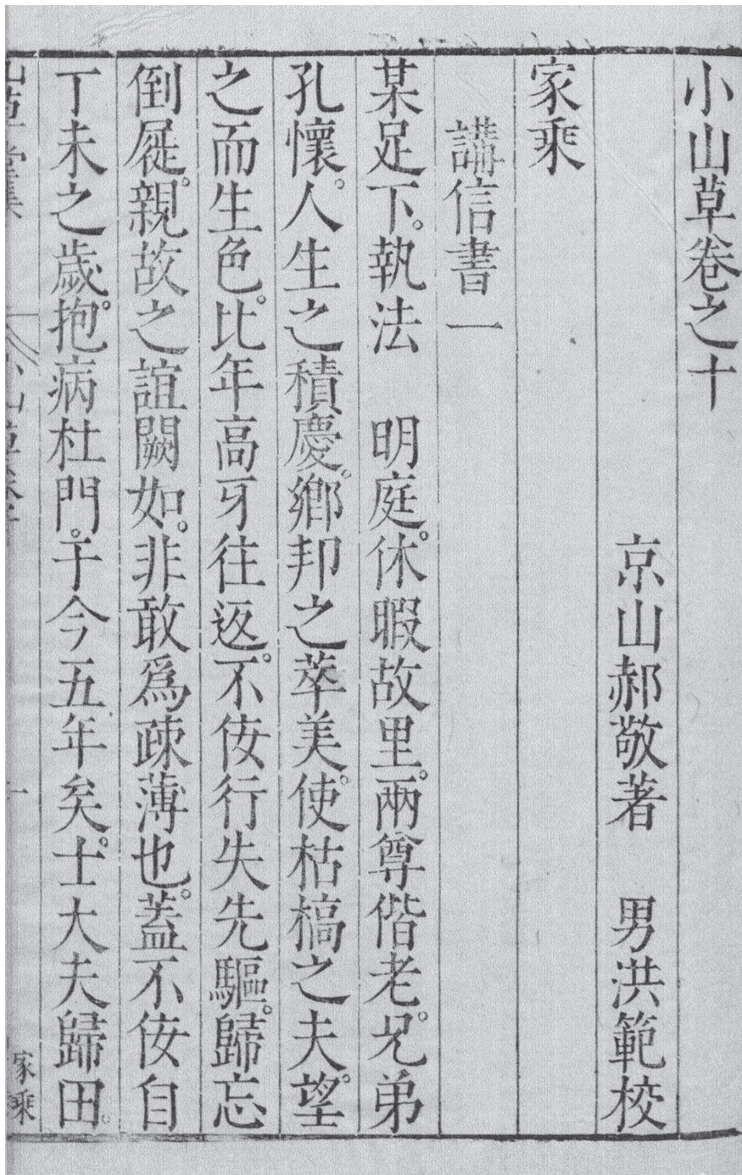
テキストについて簡単に述べておくと、本章で用いた明末崇禎三（一六三〇）年跋の郝敬『山草堂集』は内閣文庫の所蔵（豊後佐伯藩主毛利高標の献上本）である⁽²⁾。郝敬は経学者として有名な人物⁽³⁾で、大量の著作があり⁽⁴⁾、江戸時代の日本でも和刻本が多く出版された。ただ、『山草堂集』としてまとめられた彼の著作集は、現存するものが少ない。日本では内閣文庫のほか、尊経閣文庫（前田育徳念）、京都大学附属図書館に収蔵されているが、欠巻がある（京都大学附属図書館所蔵本はオンラインで公開されている）。中国では国家図書館に完本が所蔵されており、それと比べると内閣文庫所蔵本は国家図書館所蔵刊本を再編集したもので、若干の相違があるという⁽⁵⁾。なお、本書簡が含まれる「小山草」については、『四庫全書存目叢書補編』（齊魯書社、二〇〇二）に収録されている。また、この書簡自体は、黄宗羲の編集した『明文海』にも収録されており、従って『明文海』を収録している『四庫全書』でも見ることができると。『山草堂集』と『四庫全書』のテキストを比較してみたが、同義異字の若干の書き換えを除き、文字の異同はほとんどなす。

☆日本における漢籍所蔵状況の調べ方

例えば郝敬の『山草堂集』を閲覧したいが、どこに所蔵されているかわからない、という場合、京都大学で作成された「全国漢籍データベース」(<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki>)のサイトで検索するのが便利である。書名或いは著者、キーワードなどを入力することによって、和刻本（主に江戸時代の日本で出版された漢籍を指す）や国内外で出版された影印本（写真版）も含めて日本国内の所蔵機関一覧が示される。ただ、完全に網羅的というわけではない。このデータベースの使い方については、漢字文献情報処理研究会編『デジタル時代の中国学リファレンスマニュアル』好文出版、二〇二一、一〇六一―一〇八頁に、より詳しい説明がある。

註

- (1) 長谷川貴彦編『エゴ・ドキュメントの歴史学』岩波書店、二〇二〇。
- (2) 内閣文庫は、東京都千代田区の国立公文書館の一部で、その漢籍部分は徳川幕府の紅葉山文庫の旧蔵書などを継承しており、稀観書が多く含まれている。
- (3) 郝敬の経学の歴史的位置づけについては、井上進『明清学術変遷史 出版と伝統学術の臨界点』平凡社、二〇一一、第七章「漢学の成立」（原載『東方学報』六一、一九九八）が論じている。また、郝敬の思想に関する中国語の專著として、董玲『郝敬思想研究』中国社会科学出版社、二〇一一、がある。
- (4) 郝敬の著作を網羅した文献として、近年出版された『郝敬文献輯刊』全三三冊、向輝主編、上海交通大学出版社、二〇二一、がある。
- (5) 川田健「内閣文庫蔵九部経解及び山草堂集について」『中国古典研究』四九、二〇〇四。



「小山草」卷十「講信書」冒頭部分

国立公文書館（内閣文庫）所蔵、請求番号：集044-0001『山草堂集』所収

1 標点文・訓読文・現代語訳

*仮に段落を分けてAからJの記号をつけ、段落ごとに標点文(1)と訓読文(2)・現代語訳(3)とを併記する。
*現代語訳で傍線を付してある部分は、後述の解説で言及する箇所である。

A1 某足下、執法明庭、休假故里、兩尊偕老、兄弟孔懷、人生之積慶、鄉邦之萃美、使枯槁之夫、望之而生色。比年高牙往返、不佞行失先驅、歸忘倒屣、親故之誼闕如、非敢爲疏薄也。蓋不佞自丁未之歲、抱病杜門、于今五年矣。士大夫歸田日、與父老周旋、追陪權笑、而不佞獨坐窮山、衡門反鎖。豈其性與人殊、自惟肝鬲之要、難一二語人也。請爲足下略私布之。

A2 某足下は法を明庭に執り、故里に休假し、兩尊は偕ともに古い、兄弟は孔はなはだ懷おもひ、人生の積慶、郷邦の萃美、枯槁の夫をして之を望みて生色あらしむ。比年高牙往返するに、不佞、行くには先驅を失し、歸るには倒屣を忘れ、親故の誼は闕如せるも、敢へて疏薄を爲すには非ざるなり。蓋し不佞は丁未の歳より、病を抱きて門を杜し、今において五年なり。士大夫は歸田するの日、父老と周旋し、追陪權笑するも、而れども不佞は獨り窮山に坐し、衡門に反鎖す。豈に其の性の人と殊なれるや、自ら惟ふに、肝鬲の要、一二もて人に語るは難し。請ふ、足下の爲に略ぼ私かに之を布べん。

A3 某足下(じ)は、法廷の裁判官として勤められ、(現在は)休職して故郷におられますが、ご両親はそろってご健在で、ご兄弟は仲睦まじく、人生の幸福、郷里の榮譽を一身に集めておられて、私のような枯れ果てた老人もそのご様子を見ると生き返るようです。近年足下が出郷・帰郷なさるに際して、私はご出郷に際しては先払いもせず、ご帰郷に際してはお迎えもせず、長年のお付き合いの誼にもかかわらず欠礼しておりますが、それは故意にあなただ様を避けているのではありません。というのも私は丁未の歳(万曆三十五年、一六〇七)に病を得て門を閉ざし、現在で五年

になります。士大夫が郷里に帰ると毎日父老たちとつきあい、寄り合って談笑するのが常ですが、私は山奥に引込み、門を閉ざしております。これは私の性格が特殊だということではなく、心に深く思うところがあるからです。たやすく他人に話せるようなことはありませんが、足下のため、いささかひそかに述べることをお許しください。

註

(1) 「某足下」とあるのはむろん書簡がともと書かれた際の原文通りではなく、本来個人名が書いてあったところを、文集収録に当たって個人名をはばかり「某」としたものである。「足下」は、相手を直接に呼ばずその居所を指して言う敬称（「閣下」「陛下」などと同様）である。古代は君主に対しても用いたようだが、明清時代には比較的軽い敬称として、同輩に対して用いられた。

B1 蓋外議謂楚人剽悍、而吾邑爲甚。不知此議何從起。良由我輩奔競喜事、知進不知退、一著偶差、全局盡輸。卽今郷里衣冠非乏長者。而人以爲勝母朝歌、冠蓋不入其里、請謁不受其刺。此何等時也。人方鸛鶴我、我自謂威鳳祥麟、遊羿彀中。其何幸之有。知止不辱、爲善最樂。此兩言童而習之、身既去官安分循理、公無逋負、私無過犯、雖風格稍峻、深居簡出、人誰得而問之。此區區自全、亦爲吾黨增氣。此其肝膈之要一也。

B2 蓋し外議に謂はく、楚人は剽悍にして吾が邑は甚だしと爲すと。此の議何れより起るかを知らず。良に我が輩奔競して事を喜び、進むを知りて退くを知らず、一著偶たま差へば、全局盡く輸するに由るならん。卽今郷里の衣冠、長者乏しきに非ず。而るに人、以て勝母朝歌と爲し、冠蓋は其の里に入らず、謁を請ふも其の刺を受けず。此れ何等の時ならんや。人は方に我を鸛鶴とするも、我自ら威鳳祥麟と謂ひ、羿の彀中に遊ぶ。其れ何の幸ひかこれ有らん。止まるを知れば辱められず、善を爲すは最も樂し。此の兩言は童にして之を習ひ、身は既に官を去り分に安んじて理に循ひ、公に逋負無く、私に過犯無く、風格は稍や峻なりと雖も、深居して簡れに出づれば、人誰か得て之を問はんや。此れ區區自全にして、亦た吾が黨の爲に氣を増すなり。此れ其の肝膈の要の一なり。

B3 思うに県外の人々は、湖北人は剽悍でわが京山県は特に甚だしいと申します。こうした議論がどこから起ったの

か存じませんが、おそらく我々が争いごとを好み、進むばかりで退くことを知らず、一手をさしまちがえて勝負全体を失う、といったことを行ってきたからでしょう。現在わが郷里の紳士には人徳の高い長者も少なくありませんが、よその人はわが県の勝母・朝歌のような(2)悪い評判をうとんじて、訪問もしませんし、こちらが面会を求めても名刺をうけとりません。いったい何という時代でしょうか。よその人は我々をみみずくのような卑しい動物と思っているのに、自分では鳳凰や麒麟のつもりで、弓の名人羿の射程のなかで悠悠と遊んでいるのです。そのことに何の幸いがありましょうか。「止まるを知れば辱められず」(3)「善をなすは最も樂し」(4)の二句は、子供のころから習うものです。私はすでに官を辞し、分に安んじ理に従い、お上に対しては税の滞納はなく、個人としても過ちを犯しておりません。性格の激しいところはあるとしても、家にこもってめつたに外出しなければ、気にする人もないでしょう。これは私が自分の安全をはかるとともに、また我が一族のために気を養うところでもあるのです。これが我が内心に思うところの第一です。

註

(2) いずれも地名。親孝行な曾参は「母に勝つ」という名をうとんじ、遊楽を非とした墨子は「朝から歌う」という名をうとんじて、その地に行かなかったという故事。『淮南子』説山訓など。

(3) 出典は『老子』第四十四章の「知足不辱、知止不殆」であるが、この引用では「足」と「止」が入れ替わっている。

(4) 『後漢書』東平憲王蒼伝。

C1 人家子侄懶學、親族好事、奴僕橫行、三者皆緣主人素與郡邑大夫院道官長周旋、故子弟親戚、緩急觀望、奴僕倚城社作姦。吾邑聲名之壞、大率由此。今既杜門寡交、自邑侯貳領博士先生以上、一切不通往來、則子弟絕望、親戚亦不以聞事相聒、家奴知主人素失禮于上官、斂手入市、逢人讓路矣。如此則門無剝啄之警、身受清寧之福。良覺省便。憶自己巳歲、兩兒進學後、雖孤侄孤甥、縣試無名、寧爲質助、不爲干謁。宅後地高價平買、強鄰生端、委而棄之。豈曰

能讓、亦唯以息紛争之擾、省出門之煩。妻子無識、笑其瀧凍、區區拊掌、自謂得計。蓋能忍一朝之忿、而後能博一日之安。隻字不入官府、勾使不到家庭。昔人云、無事此靜坐、一日如兩日。何爲匆匆冗冗、與世紛紜。此其肝鬲之要二也。

C2 人家の子侄學を懶り、親族事を好み、奴僕横行す、三者皆な主人の素より郡邑の大夫・院道・官長と周旋するに緣り、故に子弟親戚、緩急觀望し、奴僕は城社に倚りて姦を作す。吾が邑の聲名の壞るるは、大率此れに由る。今既に門を杜し交はりを寡くし、邑侯・貳領より博士先生以上、一切往來を通ぜざれば、則ち子弟は望みを絶ち、親戚も亦た間事を以て相聒しせず、家奴は主人の素より禮を上官に失するを知らば、手を斂めて市に入り、人に逢へば路を讓る。此くの如くせば則ち門に剝啄の警無く、身に清寧の福を受く。良に省便なるを覺ゆ。憶ふに乙巳の歳より、兩兒進學して後、孤侄孤甥、縣試に名無きも、寧ろ貲助を爲すも、干謁を爲さず。宅後の地は高價にて平買し、強鄰端を生ずるも、委ねて之を棄つ。豈に能く讓ると曰はんや、亦た唯だ以て紛争の擾を息め、出門の煩を省くのみ。妻子は無識にして其の瀧凍を笑ふも、區區は掌を拊ちて、自ら計を得たりと謂ふ。蓋し能く一朝の忿りを忍びて、而る後に能く一日の安を博せばなり。隻字も官府に入らず、勾使は家庭に至らず。昔人云はく、事無く此に靜坐すれば、一日は兩日の如しと。何爲れぞ匆匆冗冗として、世とともに紛紜せん。此れ其の肝鬲の要の二なり。

C3 世の中の家々において、子侄が学問を怠ける、親族が争いを好む、奴僕が横行する、の三者は、みな主人がもともと知府・知県・監察御史・道員などの地方官と交際しているために、子弟や親戚はその状況を眺め、奴僕はそれを後ろ盾にして悪事をなすのです。我が県の評判が悪いのは、おおむねこれによります。今私はすでに門をとぎして交際を避け、知県・佐貳官・教諭以上の方々とは一切往來しておりませんので、子弟は(成績を手加減してもらえないという)望みを絶ち、親戚も余計なことに口をださず、家奴は主人が日ごろ上官に対し礼を尽くしていないのを知っているので、街では慎んだ態度をとり、人に会えば道を讓るのです。そうすればこそ、家には捜査の手が及ぶこともなく、身

はやすらかな幸福を享受することができ、まことに安穩無事であります。思えば乙巳の歳（万曆三十三年、一六〇五）に二人の息子が学校に入つて後、親のない侄・甥は県試に落ちたのですが、私は（彼らのために）資金援助はしたものの、地方官に面会を求めて（合格を）頼むことはしませんでした。家の裏の土地は高い値段で公平に買い、隣の有力者が争いを起こした時も彼らに譲つてやりました。それは謙讓の美德というほどのものではなく、ただ紛争のわずらわしさを避け、外出する面倒を省きたかつたからにすぎません。無知な妻は私の負け犬ぶり（5）を笑いましたが、私は手を打つて喜び、これこそ得策と考えたのです。というのも一朝の怒りを我慢してこそ一日の安寧を得ることができからです。官府には一文字の訴えを差し出すこともなく、トラブルが家に及ぶこともありません。古の人は「事もなく静座すれば、一日は兩日のごとし」（6）と言いました。どうしてあくせくして世の中とごたごたする必要がありませんか。これが我が内心に思うところの第二です。

註

（5）原文「瀧凍」は「東籠」と同義。負けて挫けるさま。

（6）蘇軾「司命宮楊道士息軒」。

D1 生平不善飲酒、不博奕、不遊嬉、對客兀坐、終日木偶、惟好古讀書、癖入膏肓、家有古彝器、高人墨蹟、把玩可以永日。辭翰粗習而不工、亦不甚好也。緬惟先聖六經之訓、炳如日星。數千年來、各家師說蒙蔽、多未發之隱。願以未死之年、鑽堅研微、手爲註釋、補前人所未備。非竭十年之力不可。而今已五年矣、功將及半。人生五十始衰、余又過四。來日苦短、有志未竟、恤死之不遑、遑恤門外事。此肝鬲之要三也。

D2 生平善飲酒せず、博奕せず、遊嬉せず、客に對ひて兀坐し、終日木偶たり、惟だ古きを好みて書を讀み、癖は膏肓に入る。家に古彝器、高人の墨蹟有り、把玩して以て永日なるべし。辭翰は粗は習ふも而れども工みならず、亦た甚だしくは好からざるなり。緬はかに惟ふに先聖の六經の訓は、炳として日星の如きも、數千年來、各家の師說蒙蔽

し、未發の隱多し。願はくは未死の年を以て、堅きを鑽うがち微なるを研とぎ、手づから註釋を爲して、前人の未だ備はらざる所を補はんと。十年の力を竭くすに非ざれば可ならざらんも、而れども今已に五年なりて、功は將に半ばに及ばんとす。人生五十にして始めて衰ふるも、余又た四を過ぐ。來日は短きに苦しみ、志有るも未だ竟くさず、死の違あらざるを恤うれふるに、門外の事を恤ふるに違あらんや。此れ其の肝鬲の要の三なり。

D3 私は日ごろから酒をたしなまず、博打も遊びに外出することもいたしません。客が来てもしつと木偶のように座っているぎりです。ただ古を好み読書する癖は膏肓に入っており、家には古い青銅器や隱士の墨蹟があつて、それらを愛玩して一日中過ごすことができます。文章はいささか習いましたが工夫を凝らすこともありませんが、上手でもありません。しかし思いますに、先聖の六經の教えは太陽や星のように明らかですが、数千年來、各家の学者が諸説を伝承して覆い隠したため、知られていない意味も多く残されています。願わくは死ぬまでに研鑽をつみ、自ら注釈を加えて前人の及ばなかつたところを補いたいと考えています。十年の力を尽くさなければ無理でしょうが今はすでに五年経ち、その成果は半ばに及ばんとしています。人は五十を過ぎれば衰えるといいますが、私も五十を四年過ぎました。残された時間は短く、志は遂げられていません。死が近いことを憂えるのが精いっぱい、家の外のことにかまつている暇がありませんか。これが我が内心に思うところの第三です。

E1 三者向未以語人、雖妻孥無喻吾意者。惟皇天后土、先聖先師、或者監之。而今以語足下、豈謂足下知我乎。聊以明區區非好與人長短、專心田舍者也。使不佞專心田舍、當日與官府酬往、規求便利。而縣大夫蒞政兩年、尙不識面。則不佞豈好事之徒、爭利之人哉。足下可以垂察矣。

E2 三者向向未だ以て人に語らず、妻孥と雖も吾が意を喻とる者無し。惟だ皇天后土、先聖先師のみ、或いは之を監みん而して今以て足下に語るは、豈に足下我を知ると謂へばならんや。聊か以て區區の人と長短するを好み田舍に専心す

る者に非ざるを明らかにせんとするなり。使し不佞田舎に専心せば、當日官府と酬往し、便利を規求せしならん。而るに縣大夫蒞政すること兩年なるも、尙ほ面を識らざれば、則ち不佞豈に好事の徒、争利の人ならんや。足下以て垂察すべし。

E3 この三者は、いままで他人に語つたことはなく、妻子も私の考えを知りません。ただ天地及び先聖先師のみが或いは照覽されているかもしれません。そのようなことを今足下に申し上げたのは、足下が私の知己であると思つたからではなく、私が他人と争つたり不動産の獲得に熱中したりするものではないことを明らかにしたからです。もし私が不動産の獲得に熱中しているなら、以前から官府とつきあつて便宜を求めたでしょうが、現在知県は着任して二年になるにもかかわらず、私はその顔を知りません。であるからには、私はどうして事を好み利を争う人物でありえましょうか。足下も察していただけるでしょう。

F1 夫足下世胄也。令祖方伯公、田舎甲于閭里。尊公又從而附益之、足下拱手而受成。于人世艱難、自可無問。區區窶人子、先君一官清白、家無餽儲。今與尊府相連馬跑泉沓口薄田、皆不佞十七年前拮据置買、爲老母饘粥、一家餬口計。而沓口之有尊公生兆、則自近年始耳。區區創業之初、豈預知尊公將卜兆於此、先去以避之乎。去年突將馬跑泉百年水利、一旦阻絶、使薄田數頃、化爲焦土。時足下內召、胡幼泉年伯、馬瑞華親家、皆云候足下歸易處耳。無何、霖雨大降、不佞于時注易初畢、踟躕滿志、世情冷煖、忽忽都忘。比足下歸、馬瑞華謂、足下不改其父之政也。不佞歎足下孝子哉、抑或者將彌縫其闕、泯其迹、使不佞陰受賜乎、未可知也。于時不佞方注書、前事盡置度外。比入冬、書畢、將謀注禮。三禮浩繁、非數年不可了。而兩兒懶學、欲以家事付之。值縣司編稅、遂令兩兒履畝清額、不意執事者一旦怙咻震怒、攢金伐鼓、械杖如雨、畚插如雲、咄嗟之頃、薄田五堰、盡築爲大堤。不佞聞之、莞爾而笑曰、可謂庶民攻之、不日成之者矣。然習靜久、三告至、不爲投杼。已乃復自思惟、不易不予、長此安窮。於是率略數語、授兒曹代書、

告邑長者、求爲先容。而尊公報以纏纏大篇、不惟以涸口之五堰爲當築、且併以馬跑泉之水利爲當阻。至是始知足下果不改其父之政、而不佞亦竟不得蒙足下陰庇之賜矣。將若之何。

F2 夫れ足下は世胄なり。令祖方伯公、田舎は閭里に甲たり。尊公も又た従りて之に附益し、足下手を拱こまぬきて成を受く。人世の艱難において、自づと問ふこと無かるべし。區區は寡人の子なり、先君一官清白にして、家に甌儲無し。今尊府と相ひ連なる馬跑泉・涸口の薄田は、皆不佞十七年前に拮据して置買し、老母の饘粥、一家の餬口の計を爲す。而して涸口に尊公の生兆有るは、則ち近年より始まるのみ。區區の創業の初め、豈に預め尊公の將に兆を此に卜はんとするを知り、先に去りて以て之を避けんや。去年突はかに馬跑泉の百年の水利をば一旦に阻絶し、薄田數頃をして化して焦土と爲らしむ。時に足下内召せられ、胡幼泉年伯、馬瑞華親家、皆な云はく足下歸るを候ちて易處せんのみと。何くばくも無く霖雨大いに降り、不佞時において易に注すること初めて畢はり、踟躕滿志して、世情の冷煖は忽忽として都すて忘る。比このごろ足下歸るに、馬瑞華謂はく、足下其の父の政を改めざるなりと。不佞歎ずるに、足下孝子なるかな、抑また或いは將まさに其の闕を彌縫して其の迹を泯けし、不佞をして陰ひそかに賜を受けしめんとするか、未だ知るべからざるなりと。時において不佞方またに書に注せんとし、前事は盡く度外に置く。比このごろ冬に入り、書畢はり、將に禮に注するを謀らんとす。三禮は浩繁なりて、數年に非ずんば了おはるべからず。而して兩兒學を懶れば、家事を以て之に付せんと欲す。縣司税を編ずるに値り、遂に兩兒をして畝を履みて額を清せしむるに、意おもはざりき、執事者一旦忽咻震怒し、金を攢つち鼓を伐ち、械杖は雨の如く、舂插は雲の如く、咄嗟の頃、薄田の五堰に、盡く築きて大堤を爲つくるとは。不佞之を聞き、莞爾として笑ひて曰はく、庶民之を攻むれば日ならずして之を成す者なりと。然して習靜すること久しく、三たび告げ至るも投杼を爲さず。已に乃ち復た自ら思惟するに、易へずなさずして此れを長ずれば安んぞ窮まらんと。是に於いて數語を率略し、兒曹に授けて代書せしめ、邑の長者に告げ、先容を爲さんことを求む。而るに尊公報ずるに纏纏たる大篇を以てし、惟だに涸口の五堰を以て當に築くべきと爲すのみならず、且つ併せて馬跑泉の水利

を以て當に阻ぐべきと爲す。是に至り始めて足下果して其の父の政を改めずして、而して不佞亦た竟に足下の陰庇の賜を蒙るを得ざるを知る。將に之を若何せんとするや。

F3 そもそも足下は代々の名家でいらっしやいます。ご祖父の方伯公は、この地域最大の不動産所有者で、ご尊父もまた不動産を買い足されました。足下は努力することなくその成果を受け継ぎ、人の世の苦勞については知る必要もなく過ごしてこられました。それに対し、私は貧乏人であり、亡き父は清廉な官僚で、家には全く蓄えがありませんでした。今貴家と境を接している馬跑泉・滔口の私の田は、みな私が十七年前に苦勞して買い、老母の食費、一家の生活費としたものです。しかし、滔口にご尊父の生前墓地をつくるということは、近年にはじまったものです。私が土地を買った時、どうしてご尊父がここに墓を作られるということを予知し、前もってそれを避けることを得たでしょうか。去年（ご尊父は）突然馬跑泉の百年来の水利を一朝にして塞ぎ止め、私の田数頃は焦土と化しました。時に足下は皇帝陛下に召見せられ、胡幼泉年伯、馬瑞華親家はみな、足下が帰郷してから土地の交換をしたらよい、といいました。間もなく大雨が降りましたが、私はその時、易経の注釈がおわったばかりでその成果にすこぶる得意であり、世情の冷暖といったことは全く念頭にありませんでした。足下が帰郷されると馬瑞華が、足下はその父の方法を改めようとしなさい、と言ってきました。私は感嘆して思うに、「足下は孝子なのだから（正面切ってご尊父を批判するのではなく）、あるいは（ご尊父の）過ちを補い、その結果を改めて、私とその恩恵を陰ながら受けるようにしてくださるかもしれない」と。このとき私は書経の注釈を始めたところで、この件に関心はありませんでした。冬に入るところ、書経が終わり、礼にとりかかろうと思いましたが、三礼は浩瀚で、数年はかかりそうでした。しかも二人の息子は学問をさぼっているのです、家の経営を彼らにまかせることにしました。税の編番のときあたり、二人の息子は現地に行つて面積を確認させたところ、なんと（足下の家の）担当者が激怒して、鉦や太鼓をうちならし、棒や器具、もっこやシャベルを大量に用意して、あつという間に私の田の五つの溜池のところ到大堤を築いてしまいました。私はそれを聞き、にっ

こり笑って言いました。「多人数ですればすぐできる」(7)というわけだね」と。じっと待つこと久しく、何度も知らせが来ても(曾參の母のようにそれを信じて)(8)行動を起こすことはありませんでした。しかしまた考えてみるに、何もしないでいてこの勢いを増大させれば止まるところがあるだろうか、と。そこで数語を息子に口述して書かせ、県の長老に告げ、とりなしを頼みました。しかしそれに対し、ご尊父は長い返信で、滔口の五つの溜池には(大堤を)築くべきであるのみならず、また馬跑泉の水利は阻害すべきである、と言ってこられました。ここに至って私は初めて、足下がご尊父のやり方を改めておらず、私も足下のお蔭を被ることができないことを知りました。これをどうしたらよいでしょうか。

註

(7) 原文「庶民攻之、不日成之」。『詩経』大雅、靈台。

(8) 曾參の母は「曾參が人を殺した」という知らせが来ても信じず機織りを続けていたが、三人から告げられるに至って杼を投げ出して走ったという故事。『戦国策』など。

G1 夫尊公無地不相扼、不佞何地可相避。縱不佞謬爲高雅、盡置田舍不問、則將閉門枵腹、嚼稿壤、咽糟李、而爲於陵仲子乎。於是不佞始曉曉焉、向足下一鳴耳。雖然爭奪之言出口、則清明之氣銷、好訟之辭入耳、則風雅之道喪。舍文弱之雍容、而爲睚眦之紛綸、離却掃之清宴、而開盈庭之鬧市。使居不得安其所、退不得脩其業。局天躋地、曝曠寢關、區區向所布肝鬲於足下者、盡付之東流矣。

G2 夫れ尊公地として相ひ扼せざる無からずんば、不佞何の地か相ひ避くべけん。縦ひ不佞謬りて高雅たり、盡く田舎を置きて問はざるも、則ち將に門を閉じて枵腹し、稿壤を嚼み、糟李を咽みて、而して於陵の仲子と爲らんか。是に於いて不佞始めて曉曉焉として足下に向ひて一鳴するのみ。然りと雖も爭奪の言口を出づれば則ち清明の氣銷え、好訟の辭耳に入れば則ち風雅の道喪はる。文弱の雍容を捨てて而して睚眦の紛綸を爲し、却掃の清宴を離れて而して盈

庭の閭市を開く。居るも其の所に安んずるを得ず、退くも其の業を脩むるを得ざらしむ。天に局し地に躋し、續を曝し關に寝み、區區の向に肝鬲を足下に布ぶる所の者、盡く之を東流に付す。

G3 ご尊父がすべての土地を奪おうとされるなら、私はどの土地に逃避できませんようか。たとえ私が高雅を気取り、すべての不動産を不問に帰したとしても、門を閉じて空き腹をかかえ、土くれや虫食いの李を食べ、於陵の陳仲子のよくな生活⁽⁹⁾を送れというのでしうか。ここにおいて私は初めて、足下に対して声をあげ、訴えさせていただく次第です。争奪の言葉が口から出れば清明の気は消滅し、訴訟好きの言葉が耳に入れば、風雅の道は失われます。文弱の温容を捨てて目を怒らせて争い、きれいに掃除された清らかな宴を離れてやかましい声に満ちた庭が現れます。居ようとしてもその場所がなく、退こうとすると学業を修めることができせん。天地の間でびくびくしながら、落ち着かない生活を送る⁽¹⁰⁾こととなります。私が足下に心の内をお話ししたことも、すべて無駄になってしまいます。

註

(9) 陳仲子は戦国斉の人、不義の禄は食まないとして於陵で極貧生活を送ったとされる。『孟子』滕文公下など。

(10) 「續を曝し關に寝み」は、「蚕を日光にさらし、かんぬきの上で寝る」という意味で、安寧でいられないことを指す。『淮南子』繆称訓より。

H1 夫天下事惟情惟理惟法。我輩鍾情、庶民論理、愚夫讀法。足下法官也、事至議法、卑矣。人品至犯法、下矣。吾兩人者、直當以情語。請足下平氣聽之、虛懷訪之、勿信群小、勿從亂命。其必有以忠言告足下者。儻灼見區區之情、誠有可原、此疆爾界、宜仍舊貫、泯于無迹、忘于無言、安于無事、俾區區養拙投閒、席門長掩、未死之日、誰非足下之賜。

H2 夫れ天下の事は、惟だ情、惟だ理、惟だ法のみ。我輩は情に鍾くし、庶民は理を論じ、愚夫は法を讀む。足下は法官なれども、事は法を議するに至らば卑なり。人品は法を犯すに至らば下なり。吾が兩人は、直ちに當に情を以て

語るべし。請ふ足下氣を平らかにして之を聴き、懷を虚しうして之を訪ね、群小を信するなく、亂命に従ふなかれ。其れ必ず忠言を以て足下に告ぐる者有らん。儻し區區の情誠に原すべき有るを灼見し、此の疆と爾の界と、宜しく舊貫に仍るべく、無迹に泯し、無言に忘れ、無事に安んじ、區區をして拙を養ひ間に投じ、門に席して長く掩はしめば、未だ死せざるの日、誰か足下の賜に非ざらん。

H3 そもそも天下の事（の解決法）は、情・理・法あるのみです。我々（士大夫）は情を重視し、庶民は理を論じ、愚か者は法を読みます。足下は法官ですが、事が法を論ずるに至れば卑俗であり、人品は法を犯すに至れば下劣です。我々二人は、まさに情を以て語るべきです。足下はどうか平静に聞き、虚心に調査し、つまらぬ者たちの言葉を聞かず、（ご尊父の）無理な命令にも従わないでください。そうすればきつと忠言を以て足下に話してくれる者がいるでしょう。もし私の情をよく理解し、許すべき事情があるとわかってくだされば、相互の境界は元通りとし、（この間の）行いや言葉はなかったこととして忘れ、無事の状態に安んじるようにすべきです。そして私が門を閉じて無能なりに閑居することができれば、この余生はすべて足下の賜物といえます。

I1 蓋不佞死灰也、而足下煬燄也。今姑置可不可然不然勿論、惟於常格外、乞哀于足下曰、請勿壅泉、勿曲防、使鄉鄰沾一滴之潤、解倒懸之渴。以足下賢明、亦宜優爲此、而況不佞非無因而至者、何難一見許乎。不佞於足下、雖非肺腑、屢世桑梓、未始無瓜葛。先君與尊先仲父、又世講也。去年聞足下有南臺之擢、私心愉快。他日薄業就、殺青建鄴、詣柱下繡藏書。固我東道主人也。豈意未離里閭、早相抵牾、是使區區竟不敢附青雲望龍門矣。

I2 蓋し不佞は死灰なり、而して足下は煬燄なり。今姑らく可と不可、然と不然は置きて論ずる勿く、惟だ常格の外に於いて、足下に乞哀して曰はく、請ふ泉を壅ぐ勿く、防を曲ぐる勿く、郷鄰をして一滴の潤に沾ひ、倒懸の渴を解かしめよと。足下の賢明を以てせば、亦た宜しく優にして此れを爲すべし、而して況んや不佞因無くして至る者に非

ず、何ぞ一たび見許すること難きか。不佞は足下に於いて、肺腑に非ずと雖も、屢世の桑梓にて、未だ始めより瓜葛無くんばならず。先君と尊先仲父とは又た世講なり。去年足下南臺の擢有りと聞き、私かに心に愉快たり。他日薄業就り、建鄴に殺青せば、柱下に詣りて藏書を繙かん、固より我東道主人なりと。豈に意はんや未だ里閭を離れざるに、早くも相ひ抵牾す、是れ區區をして竟に敢へて青雲に附し龍門を望まざらしむるなり。

13 思うに、私は冷たい灰のようなもので、足下はあかあかと燃える炎です。今、しばらく問題の可否や事実については一応置き、慣例にとらわれず、足下に哀願いたします。どうか泉を塞がず、堤を改変せず、郷里の隣人たちを一滴の水で潤し、逆さづりのような苦痛を解除してください。足下の賢明さをもってすれば容易なはずです。いわんや私は根拠もなく申し上げているではありません。すぐに許してくださいるのに難しいことがありますでしょうか。私は足下と肺腑のような親しい関係ではありませんが、代々同じ地方に住み、ご縁がないわけではありません。亡き父は(足下の)亡き叔父上と同窓の関係でありました。去る年、足下が御史に抜擢されたと同じ、ひそかにお喜び申し上げておりました。他日私の学業が成就したなら、南京で出版するついでに足下のもとに伺って藏書を紐解きたい、と。むしろ私がおもてなしするつもりでした。しかし思わぬことに、郷里を出る前にこうしたもめごとが起こってしまい、私はいかに敢えて高位高官の地位にある足下をお訪ねすることはしませんでした。

J1 翻然垂省、尙存乎足下一念。蓋聞智者不可辯窮、而可以情感。龍蛇不以直伸、而以詘伸。今使足下萬勝、不佞萬不勝、人不謂足下善、謂足下強耳。使足下萬不勝、不佞萬勝、人不謂足下不善、謂足下讓耳。足下試思之、寧以侍御之有、應人求而與之之爲貴乎。寧使人謂侍御兼他人之有之爲貴乎。吾聞明月之珠不以彈雀、屠牛之刀不以割雞。一勺之水、盪脫之地、所值幾何、挾多冠之力以逐升斗、折霜簡之威以溺寒灰。借使得之、非曰利也。借使勝之、非曰武也。此言滑稽、于足下爲著蔡。越人關弓、誰肯垂涕。雖有長者居閭、利害未必相關。吾與足下當局。願盡除其荊棘、相謫其肝鬲如此、使不佞受賜于諸長者、勿寧使不佞受賜于足下乎。惟足下圖之。

J2 翻然として垂省するは、尙ほ足下の一念に存す。蓋し聞くならく、智者は辯もて窮すべからず、而して情を以て感ずべしと。龍蛇は直を以て伸びず、而して曲を以て伸ぶと。今使し足下萬よづ勝ち、不佞萬づ勝たざれば、人は足下善なりと謂おもはずして、足下強なりと謂はんのみ。使し足下萬よづ勝たば、人は足下善ならずと謂はず、足下譲れりと謂はんのみ。足下試みに之を思へ、寧ろ侍御の有を以て人の求めに應じて之を與ふるの貴きと爲すか、寧ろ人をして侍御の他人の有を兼ねると謂はしむるを之れ貴きと爲すか。吾聞けり、明月の珠は以て雀を弾たず、屠牛の刀は以て雞を割かずと。一勺の水、盃脱の地、値する所幾何ぞ、多冠の力を挟みて以て升斗を逐ひ、霜簡の威を折りて以て寒灰を溺す。借りに使し之を得るも、利と曰ふに非ざるなり。借りに使し之に勝つも、武と曰ふに非ざるなり。此の言は滑稽なるも、足下においては著蔡爲り。越人弓を關かくに誰か肯て垂涕せん。長者の居間する有りと雖も、利害は未だ必ずしも相ひ關せず。吾と足下とは局に當たる。願はくは盡く其の荆棘を除き、其の肝鬲を相ひ謫すること、此くの如くして、不佞をして賜を諸長者に受けしむるよりは、勿む寧ろ不佞をして賜を足下に受けしめんか。惟だ足下之を圖れ。

J3 お考えを変えて私に耳を傾けてくださることは、足下の一念にかかっています。聞く所では、知者には理屈でやりこめることはせず、情を以て感動させる、と。また龍蛇は直線を以て進むのでなく、曲がることによつて進む、と。今もし足下がすべて勝ち私がすべて負けるなら、人は足下が正しいとは思わず、足下が横車を押したと思うでしょう。もし足下がすべて負け私がすべて勝つたなら、人は足下が間違っているとは思わず足下が譲つてくださったと思うでしょう。考えてみてください。御史としての富を以て人の求めに応じこれを与えることを貴しとすべきでしょうか。または世人に御史が他人の財産を奪つたと思われることを貴しとすべきでしょうか。聞くところでは、名月のような珠は雀を撃つには使わず、牛を屠る刀は鶏を割くには用いないといひます。一掬いの水や饅頭ほどの大きさの土地に、どんな価値があるでしょうか。御史としての力を以てわずかな利を得、御史としての權威を以て冷たい灰のような無力

な者を滅ぼしたところで、その収益を利とはいえず、その勝利を武とはいえないでしょう。この語は馬鹿げた笑い話ですが、足下にとっては卜筮（のように指針となるもの）です。人は関係のないこと（（II））には涙を流さぬものです。徳のある長老が間にはいつてくれたとしても、利害が関わるとは限りません。私は足下とともに当事者です。願わくはすべての対立感情を除き去り、このように率直にお話ししたいと思うのです。長老の方々に恩恵を受けるよりは足下から直接恩恵を受けるほうが望ましいのではないのでしょうか。どうぞよろしくお取り計らいください。

註

（（II）） 原文「越人關弓」。遠い越の国の人弓を引いても気にしない（が、兄が自分に弓を引けば衝撃を受ける）の意。『孟子』告子下。

付録 講信書二（要約）

K 【先日足下に書簡を差し上げたが、足下は取り合ってくださらないので、やむをえず事の顛末を申し上げる。】

L 【馬跑泉（別名沙泉）の灌漑する田は嶺の西側が多くを占め、十里の間に百家千頃の田が水利を共にしている。ご尊父は常に他人に対し「沙泉は劉氏の物（沙泉者劉氏物也）であるのに郝氏がこれを奪った」と言うが、それはでたらめである。】

M 【泉は西流して三筋の水路に分かれる。第一の水路は南に流れ、滕家墻（墻は堰の意）となり、滕姓等数十家が（その水利を）共にし、私も十六石の田を有している。第二の水路は第一の水路から別れ、西南に曲がつて周家墻となり、周姓等十家がそれを共にし、私も五十余石の田をそのなかに持っている。さらに半嶺の真下でまた小水路が分かれ、これは北向きに流れて足下の家の長流水となり、大水路のほうは真西に向かい、聶家墻となる。聶姓等数十家がそれを共にし、私も百石余りの田を持っている。滕墻・周墻の二水路は泉に近く地勢も低く、水は多く田が少ないため、各家は自由に水を取ることができ、昼夜（の取り分）を決めていない。聶墻は泉からやや遠く、山に近い高台であり、田

が多く水が少ないため、以前はしばしば訴訟が起り、各姓は田の面積に照らして水の取り分を決め、日夜交替で取水することにした。嘉靖年間の廖朗の官帖及び各家の私約がともに証拠として存在する（塹墻周墻二溝去泉近、地勢下、得水多而田少、各家隨便利取水、故不分晝夜。聶墻去泉稍遠、地近山而高、田多水少、故先年屢訟、各姓照田分水、日夜輪流。嘉靖年間廖朗官帖及各家私約具在可憑也）。ご尊父はこの水路の水はもっぱら自分の家のものだと主張するが、この大水路は聶墻のために設けたもので、墻より下の一带はみな私及び諸姓の田であつて、貴家の田は全く無い。ご祖父の方伯公は、万曆丁亥（十五年、一五八七）以来、私は万曆乙未（二十三年）以来の新戸（令祖方伯公萬曆丁亥年來、不佞萬曆乙未年來、皆新戸也）であるが、貴家の沙泉の田はご尊父の田三十石弱と叔父上の田八十石弱（計算公沙泉田不及三十石、及令叔田不滿八十餘石）であるのに対し、我が家の田で下流にあるものは百六十石に達する（而薄田在下流者一百六十石）。この泉の灌漑する田は千石近くもあるのに、ご尊父は平然としてこの水を己の物と称している。】

N 【聶】墻の水はもと七晝夜に分けていた。聶秀・陳進が一晝一夜、王安が一晝一夜、廖成が二晝二夜、王明が一晝一夜、王本敬が一晝二夜、王本義・龔鶴が一晝一夜であつた。今、我が家は陳（進）の田（その分の水は一晝夜）、王安の田の半分（半晝夜）、廖成の田の半分（二晝夜）、王本敬の田の半分（半晝夜）、王本義・龔鶴の田の全部（二晝夜）を入手しており、合計すると我が家の田の水の取り分は四晝夜となり、各姓はあわせて三晝夜となる。各家の公私の新旧の契約書は証拠として存在する（各家公私新舊券約可據）。もし私がこれらの土地を無理に奪つたなら、他の家が黙つてゐるはずはないだろう。】

O 【古墻は小園の煙雨隄の左側にある（古墻即在小園煙雨隄左）。万曆三十三年の洪水で墻が決壊した際、諸姓は所有する田の多い者を推挙して事に当たさせた（眾姓推田多者首事）。私は三十両を寄付して、隣人の王天義と鄒少光等に修築させた。これらの田が自分のものでないなら、どうして他人の田のために墻を修築したりするだろうか。】

P 【この紛争は、貴家の使用人の劉寅が我が家の奴僕との諍いを根に持って、上流の水をせき止め穴を穿つて他所に

流し、嫌がらせをしているにすぎない。】

Q 【ご尊父は、私が廖氏や王氏から買った田には水の取り分がついていないとして、（私が証拠とした）廖朗の官帖も「空帖」だとするが、これらの田はもともと泉（の水利っきの）田として売買されており、税糧も泉田として課されている。百年も続く古墻や古い水路は、一朝一夕に偽造できるものではなく、郝氏の田が泉の水を共有していることは誰でも知っている（尊公……謂、我以廖朗之空帖借口。夫不佞之買此田、本爲泉田買也。其各主賣此田、以泉田賣也。稅糧之以泉田科也。百年之古墻古溝、非旦夕可偽造也。一郷萬口、行道之人、樵夫牧子、皆知郝田共此泉。）】

R 【ご尊父は、私の田には堰（溜池）があり灌漑できる、と言うが、これは万曆三十二年に官を辞して、庭園附屬の池として新たに開鑿したものであり（夫小園之有堰、非舊設也。甲辰歲、不佞棄官歸始鑿此池）、田にもともついていた水利ではない。その際、龔氏・熊氏の基田を買い、また魏敏菴年兄の田との交換であわせて七十餘畝入手。老後の計として、聶墻の餘水を用いて魚を養い竹を植えた（旋買龔敕・熊國賢基田、又抵換魏敏菴年兄田、共七十餘畝、通澹爲濠、以承聶墻餘水、爲養魚種竹休老計。）】

S 【ご尊父はまた、私が昔王鶴陸に頼んでご祖父の方伯公にお願いをした（不佞昔託王鶴陸、仰求令祖方伯公）ことと、我が家の奴僕が貴家の使用人に賄賂を贈ったことを取り上げ、これを本来水の取り分がないから無理な請託を行ったのだという罪案としているが、これは勢力の弱い側がやむを得ず行ったことであり、正当な取り分がなかったことを意味するものではない。以上が馬跑泉の顛末である。】

T 【溜口の五つの溜池については、以下の通りである。溜口の私の田は、万曆二十三年に、董氏が王氏・陳氏等から買った田十石七斗五升及び藕堰一口、新堰一口、さらに小堰一口、また大堰の水一分、泉水一分で共に王一族の門首冲（冲とは山区のなかの平地をいう方言）下にあるものを、私の倪家冲の田と交換したもので、今に至るまで十七年になる（夫溜口薄田、自萬曆二十三年董述溪以所買王鑿・陳才等田十石七斗五升、藕堰一口、新堰一口、又小堰一口、又大堰水一分、又

泉水一分、俱坐王族門首冲下、憑陳楚亭、抵換我倪家冲田、迄今十有七年矣。その後、王姓の人々は、それぞれ田・堰・基地・家屋を売りに出し、今ではほとんど王氏の不動産はなくなっている（嗣後王姓人各以田堰基屋求售且盡）。万曆二十九年以後、ご尊父はこの地に生前の墓地建設を始め、急いで土地を買い集めようとしたが、みな各姓の零細分散した土地で、貴家はあわせて五斗の田を買い取ったに過ぎない。それなのに今、わが藕堰の半分を占拠してしまった。新堰・門首堰・王愛民堰の下も、王氏の若干の田を除きすべて私の田だが、貴家はそれぞれの堰の一半を占拠している（この部分は、各堰について、各家の土地所有状況と劉氏による堰の占拠に詳しく述べている）。私が買った王氏の門首堰一口についても、貴家は土地を持っていないのに、堤を掘り崩し、堤の上の樹木を切り倒すなど勝手に工事を進めている。今、貴家の堰下の田は総計でも二石一斗五升到すぎず（今總計君家堰下田不過二石一斗五升）、余った水を流して別の田を灌漑できるわけでもないのに、どうして無益な工事をして（せっかくの堰を）無駄な物にしてしまうのだろうか。私が長老の人々に事情を訴えたと（及不佞以告諸長者）、ご尊父は王姓の清丈冊を抄写して取り繕ったが、清丈は万曆七年のことで、その後今に至るまで三十四年（清丈在萬曆七年、至今三十四年矣）、売買や交換が行われたが、王姓との間に紛争は無かった。（王氏の田を我が家が奪ったという）貴家の言い分には根拠が無い。王卿・王魯など無頼の小人は族人を食い物にしてご尊父に取り入り、ご尊父はこの二人の言葉のみを信じているが、今日の紛争は、この両人が作り出したものである（刁民王卿・王魯、無頼小人、博噬族人、以奉尊公、尊公唯兩人之言是聽。今日之事兩入構成之）。滔口の泉水については、従来近隣の人々は互いに満足しており、一言も文句を言うことはなかったのである。】

U 【ただ、滔口の貴家の田は多く下流にあり、そのため水をせき止めて流さないということはできないのに対し、沙泉の貴家の田はすべて上流にあり、水をせき止められると我が家は一滴も田を潤すことができない。そのため、今滔口の堰が作られても私は何も言わず耐え忍んできたが、沙泉の水を抑えられては私の数百畝の田は手をつかねて枯れるのを待つかない。それなのに、ご尊父は、使用人の劉寅の言にとらわれ、彼の横暴を放置している。彼は、我が

家の奴僕との諍いがきつかけで、ご尊父に讒言して傍若無人に振舞い、私の取り分の水を高林・孫正年・膝拳・王大才等の家に売り、轟増から上流の水路一帯の堤に多数の穴をあけ、私の取り分の取水口は塞いで、別のところでは放水を行った（以不佞分水賣與高林・孫正年・膝拳・王大才等家、而轟増以上沿溝一帯隄埝、千孔百竇、塞于此、決于彼）。また、上流の田に水があふれると、堀を通つて東に流し、一滴も嶺の西側には流れないようにしたため、私の田にはまったく水が流れなくなつた。】

V 【今足下が帰郷されたからには、足下が自ら家政を取り仕切られ、小悪人が跋扈することのないようにしていただきたい。小人の争いが大きな問題となることのないよう、ご配慮願いたい。】

W 【今までご尊父が土地を買い集めようとする際、私がすでに買った田を強引に買い取るなど無理な手段を取つてきたが、私はいつも譲歩してきた（この部分については、周一仕・王魯・王正立らから買った不動産を劉氏の求めに応じて譲つたこと、王天位らの田や王天格の基屋について郝敬の話が来たものの劉氏に遠慮して断つたこと、などの事例が列挙されている）。それなのに、ご尊父が私から搾り取ろうとするなら、私も血気ある者として抵抗せざるを得ない。ただ、つまらぬ不動産のことで争い、官府に是非善悪を論ぜられるのは紳士にとつて屈辱であり、郷里の恥でもある（顧念瑣田舎、動相胡越、使官府持短長、是薦紳之辱、而桑梓之羞也）ため、穏やかにこのことを足下や長老に訴えるのである。私に小園があるのはご尊父に生前の墓があるようなものだ。これ以上私を追い詰めるなら、康楽の園は逃亡の家となつてしまふ（夫吾之有小園、亦猶尊公之有生塋也。……必構我無已、則康樂之園行將爲逃亡之屋）。足下がもし私に庇護を加え、私を小さな土地にでも仮住まいさせてくだされば、故郷の人々はどうしてその恩義を忘れようか。私はすでに老齢であり、どうして毎日ばたばたと往来し、いつまでも野蠻な人々と付き合うことができるだろうか。以上不十分ながら申し上げる。】

2 演習に臨んで

本書簡は、深い古典の素養を持つ学者が書いただけあって、文雅な言い回しも多いが、言葉自体は大きな漢和辞典で調べれば出てくるものであり、典故もそれほど変わったものはない。これらの語釈については、現代語訳の部分で若干注記したので、この解説では、第一に人名など固有名詞の調べ方について、また第二に、郝家をはじめとする京山県の郷紳の土地所有の在り方がこの書簡からどの程度再構成できるかについて、解説してみたい。

(1) 人名の調べ方

人名辞典に載っているような有名人は別として、地方の人物を調べる際には、まず、地方志を見るのが先決であろう。特にこの書簡の場合は、相手の名前がわからないので、書簡中の情報を総合して地方志と照らし合わせる必要がある。「全国漢籍データベース」によると、京山県の地方志としては、康熙十三（一六七四）年序の『京山県志』が東洋文庫や内閣文庫に所蔵されており、また『中国地方志集成・湖北府県志輯』江蘇古籍出版社、二〇一三、にも収録されているので、まずは、時期の近いこの地方志を見よう。その地域で科挙に合格した人物を年代順に列挙してある「選舉」、及び地方出身の人物の伝記を並べてある「人物」などの巻は、地方志に必ず含まれているので、まずそこから見ていく。人物の名前と人間関係が分かれば、そこから墓誌銘などの伝記史料を探していくことも可能である。また、たまたま族譜が残っていたりする場合は、その一族の族員の名を網羅的に知ることができる。

☆人物の伝記資料の調べ方

例えば明代については、従来は、一九三五年に北平の哈仏燕京学社から出版された田繼綜編『八十九種明代伝記綜合引得』（その後影印版多数。引得はインデックスの意）や、昌彼得主編『明人伝記資料索引』（台北）国立中央図書館、一九六五、が多く用いられてきた。後者は、伝記集のみならず、一般文集に収録された墓誌銘や行状なども

含んだ索引である。近年では、人文学関係のデータのデジタル化（デジタル・ヒューマニティーズ）の動きが活発化するに伴い、「中国歴代人物伝記資料庫」（China Biographical Database, CBDB）など、大規模なデータベースの構築が進んでいる。CBDBは、現在、ハーバード大学フェアバンク中国研究センター、中央研究院歴史語言研究所、北京大学中国古代史研究センターの協力によって、既存の索引類を基礎としつつ作業が進んでおり、将来的には巨大な網羅的データベースとなることを目指しているようである。ここでは、単に伝記資料への効率的アクセスのみならず、人名を検索するだけで、家族・交友関係や官歴が表示されるなど、プロソポグラフィにおける広範かつ簡便な利用が目指されている。ただし現状では、本書簡に出てくるようなローカルな人物を収録するには至っていないようである。現在の時点ではやはり、地方志などの記述を細かく見ていくことが有用であろう。

なお、言うまでもないことだが、書簡のように個人間の直接のコミュニケーションに関わる史料では、相手の諱が直接書かれることはまずなく、字や号が用いられる。字・号を手掛かりに姓名を調べる工具書として、王徳毅編『明人別名字号索引』新文豊出版公司、二〇〇〇、王徳毅編『清人別名字号索引』中文出版社、一九七五、などがある。そのほか、上記『八十九種明代伝記綜合引得』にも「字号引得」が附載されている。いずれにしても、収載されているのは一定の有名人に限られる。

人名の調べ方に関しては、前掲の『デジタル時代の中国学リファレンスマニュアル』三〇〇―三二八頁²⁾、CBDBも含めて、詳しい説明がある。

〈郝氏人物〉

・まず、郝敬であるが、彼は『明史』にも載っているような有名人物であるので、とりあえず『明史』卷二百八十八所載の郝敬伝や「小山草」所収の自伝に依拠して、簡単にまとめておく。郝敬は湖広京山人、字は仲輿、号は楚望。嘉

靖三十七（一五五八）年生。万曆十七（一五八九）年進士。官は浙江縉雲・永嘉知県、礼科給事中。万曆二十三年帰郷、その後二十五年に再び任官して戸科給事中となるが、鉅税の禍に際し宦官批判を行って左遷され、宜興県丞、江陰知県を歴任したものの、官界の腐敗を嫌って万曆三十二年に郷里に帰り、經典注釈で余生を過ごす（その状況は本書簡からも窺える通りである）。崇禎十二（一六三九）年没。

・「先君」（書簡一F）…郝敬の亡き父郝承健については、書簡中に「先君一官清白」（F）などとある。康熙『京山県志』選挙、地封、人物などによれば、郝承健は嘉靖四十（一五六二）年の挙人で、官は北直隸肅寧知県など。郝承健については、『山草堂集』小山草、卷八に、郝敬による「先考玉吾府君行状」あり。また、京山県出身の李維楨『大泌山房集』卷八十四にも、「故肅寧令郝公墓誌銘」がある。郝敬は李維楨の門人であった。

・なお、承健以前の郝氏の状況について簡単に記しておこう。「小山草」所収の「郝氏族譜」（天啓四年、一六二四、執筆）によれば、祖先はもともと胡姓で、江西から移住して京山の七宝村に僑居した。隣人の郝氏と親しかったが、最初に富民が強制的に徴発された際、胡氏の家はその対象となつて成人男子が欠乏したので、郝氏の家と合同（朋戸）し、それ以来、胡氏は郝姓を称することになった、という。本来、他家の姓を称すること（これを「冒姓」という）は、祖先とのつながりを絶つこととなつて倫理的に問題があるはずだが、著者郝敬には特にこれを否定したり隠したりする態度は見られない。

・「兩兒」「侄・甥」…書簡一の（C）によれば、男子二人は万曆三十三年に生員となつたが、おい（侄・甥）たちは受からなかつたようである。侄は兄弟の子、甥は姉妹の子をいう。本書簡の載る「小山草」は、郝敬の子の一人の洪範が校訂している（一七九頁の書影参照）。

〈劉氏人物〉

・「足下」（随所）「令祖方伯公」（書簡一F）「尊公」（Fなど随所）…「足下」については、書簡一中に「執法明庭」（A）「南

熙『京山県志』によれば「未仕」。『山草堂集』小山草、卷八には、郝承健の遺文が収録されているが、そのなかに「哭劉汝忠二絶句」があり、郝敬のつけた注記によれば、汝忠は劉希旦の字で、庚午年（隆慶四年、一五七〇）に亡くなったという。詩の中には「交情深似海」などの句がある。

〈その他〉

・「胡幼泉年伯」（F）：郝敬と劉氏との争いについて郝敬にアドバイスをする人物として登場。「年伯」とは、父親と科擧の同年を指す。同年に科擧に受かった者同士は兄弟の誼をもち、「年兄」などと呼称するので、その子との間にも伯父（叔父）・侄の關係ができるのである。康熙『京山県志』によれば、郝承健と同年の擧人で「四川副使」をつとめた胡宗洵という人物がいて、伝もあるが、字は「師蘇」とあり、「幼泉」という名称は出てこない。しかし、李維楨『大泌山房集』卷三十「憲副胡公寿序」に、「胡幼泉先生……守蜀郡擢副泉憲」とある。また『山草堂集』小山草、卷九、「客問」に、「故副憲胡幼泉公者、我先君世好也」とあり、「副憲」とは「副使（按察副使）」のことと思われるので、やはりこの「胡幼泉年伯」は胡宗洵を指すとみてよいだろう。

・「馬瑞華親家」（F）：胡幼泉年伯と同様、調停的立場に立つ人物として出てくる。県志には直接関連する情報が見られないが、京山の馬氏には族譜があるようで、インターネットで見ると「湖北京山馬氏統修族譜序」という記事がある（<http://gxszp.lisq.com/portal.php?mod=view&aid=7613>、二〇一三年三月五日閲覧）。それに収録された「明贈文林郎郝県知県味易公暨正室封孺人郝氏副室封太孺人李氏墓表」（王格〈嘉靖五年進士〉撰、劉侃書）によると、嘉靖年間貢生出身で太僕寺丞などを務めた馬乾元という人物の母（乾元は側室の子であるため、実母ではない）が郝氏であり、貧困のなかで家計を支え、子に教育を施すなど、賢夫人であったという。また、「明代的京山詩人劉侃和他的孫子劉蘭」というブログ記事（dbs.tianya.cn/post-culture-829051-1.shtml、二〇一二年三月九日閲覧）が『馬氏族譜』を参照して述べてるところによると、馬乾元は劉侃と非常に親しく、孫娘を劉希皋に嫁がせ、劉蘭はその子であるという。馬瑞

華の本名は明らかでないが、馬氏と郝氏・劉氏がこのような姻戚関係にあったとすれば、馬氏の人物がこうした紛争の調停役になるのも自然であるといえよう。

・「魏敏菴年兄」〔書簡二R〕…康樂園の池を建設するに際し、土地の交換を行った相手。郝敬と同年の挙人の魏宏政。号敏菴。官は四川遵義知府（光緒『京山県志』巻十、選舉）。科挙の同時合格であるため、「年兄」と呼ばれている。

☆官職などの雅称

本書簡でも見られるように、書簡・墓誌銘など個人間の交際に関わる文章では、官職・科挙資格などを直書せず雅称で示すことが多いため、雅称について知っておくことが有用である。むろん、大きな漢和辞典や職官別名辞典を引けば載っていることは多いが、雅称と気づかないこともあるからである。清代の梁章鉅の『称謂録』には、親族呼称も含めて、これらの別称が多くまとめられている。ここでは、明清時代の文献に頻出するもの若干を挙げておく（―の後ろが雅称）。知県―邑侯・邑尊、知府―郡守、布政使―方伯・藩台、按察使―臬台、巡撫―中丞・撫台、進士―兩榜、舉人―孝廉、貢生―明經、生員―秀才。

官職の別称の調べ方に関しては、上記『デジタル時代の中国学リファレンスマニュアル』三五九―三六一頁に記載がある。

〈京山県の郷紳たち〉

以上、書簡に関わる人物を見てきたが、これらの人物は、京山県の地方社会のなかではどの程度の位置を占める人々なのだろうか。明代全体の京山県の進士はあわせて四三名（光緒『京山県志』巻十、選舉志による）、ほぼ六年に一人の割合であり、進士や舉人を複数出している劉氏は京山県ではトップクラスの有力な一族であったと考えられる。しかし

郝氏も、親子で挙人・進士となっており、それほど引けを取るわけではない。書簡では郝敬が劉氏に対し、彼我の勢力の差を強調しているように思われるのだが、そうした態度はどうして出てくるのだろうか。それは恐らく、劉氏と郝氏との対立を、勢力をかさにきた貪欲な郷紳と利欲に恬淡とした清廉な郷紳という常套的な対比的構図のなかに当てはめることによって自らの道徳的優位を主張しようとする郝敬の姿勢によるものだろう。

(2) 劉氏・郝氏の土地集積

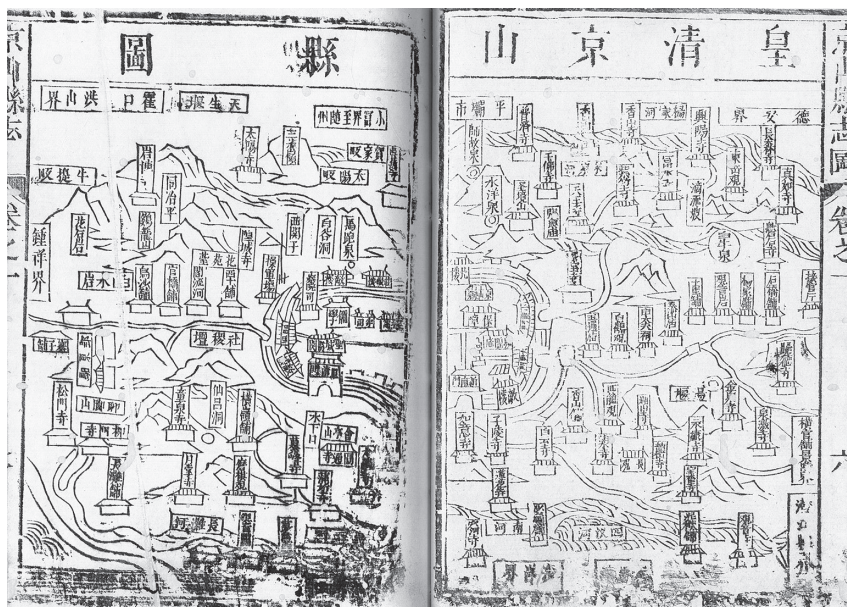
本項では、書簡に出てくる地名・地積単位などを確認したのち、書簡から知られる劉氏・郝氏の土地集積状況をまとめてみたい。むろん、郝敬からの見方であるので、バイアスもあると思われるが、数値等については一応事実と仮定し、書簡の記載に依拠して考察を試みる。

〈地名の確認〉

まず、本書簡に出てくる地名を確認してみよう。

・「馬跑泉（沙泉）」（書簡一Fその他随所）…郝敬らの田の灌漑の水源として重要な泉である。康熙『京山県志』巻一に「三女橋水出縣西北十里馬跑泉」とある。同県志の「皇清京山県図」にも、県城の北に「馬跑泉」が見える。明清時代の一里は約六〇〇メートル。

・「小園」「煙雨隄」（書簡二Wその他）…『山草堂集』「小山草」巻五「康樂園記」に、「乙未（万曆二十三年）謁假歸沐、因買山於西郊十里之外、問其地曰此康樂阪也。……因其名名吾園。……甲辰（万曆三十二年）解組大歸、拓園外地百畝、邊屋爲池、受水以代藩牆、外爲大池三匝……修隄三百丈、表曰煙雨隄（乙未の年に暇を請うて帰郷し、県城の西十里の所に山を買った。地名を問うと康樂阪だというので、その名を取ってわが庭園の名とした。甲辰の年に辞職して退休し、園外の地百畝を開墾し、建物のまわりに池をつくって牆壁に代えた。外は大池を三つめぐらせた。隄三百丈を修築し、煙雨隄と題した）」とあり、書簡の文と考え合わせると、「小園」が「康樂園」を指していることは確実である（「小園」とは謙辞）。



康熙『京山県志』巻一所収「皇清京山県図」。中央の県城の左側上方に「馬跑泉」とある。

また、康熙『京山県志』巻九、古蹟志にも「郝氏海願庵、在縣西十里康樂園右」とある。

・そのほかの地名については、現在のところ不明であり、書簡にみえる水路などを正確に地図に落とし、みることは難しい。

☆小地名の調べ方

明清時代の地方文献に出てくる小地名について、現地調査の場合は聞き取りなどで判明することが多いであろうが、文献のみで確定することは難しい。明清時代の地方志にはおおむね地図が載っているが、ごく簡単なものが多い。そのため、一方では当該地域に関わる明清地方志の地理関係の部分（「山川」「集市」「古蹟」の類）や「藝文」巻の関連の文章を広く調査するとともに、他方では二〇世紀末以降陸続と出版されている各地域の地方志（新方志などという）を参照することが必要である。新方志として例えば京山県については、湖北省京山県志編纂委員会編『京山県志』湖北人民出版社、一九九〇、がある。また、県

を単位とした「地名志」が作られる場合もあり、その場合にはかなりの小地名も含まれてくるであろう。むろん、明清時代と現代とで地名が変わっている場合もあることに留意すべきである。

なお、戦前・戦中に日本陸軍参謀本部の陸地測量部が作成した大量の中国地図のなかには、五万分の一、二万分の一など比較的大きい縮尺で細かい地名を含むものがある。それらを含む所謂「外邦図」は終戦時に参謀本部から持ち出されて大学など研究機関に分散され、地理・歴史研究に利用されてきた。目録として広く使われてきたのは布目潮風他編『中国本土地図録 増補版』東方書店、一九八七、であるが、現在では、東北大学、京都大学、お茶の水女子大学など、外邦図を多く所蔵する大学ごとに目録が作成されている。ただし、沿海地域が主であり、中国全体をカバーしているわけではない。

〈書簡の書かれた時期〉

・「丁未の歳から……今において五年」（書簡一A）、「萬曆二十三年……今に至るまで十七年」（書簡二T）、「萬曆七年……今に至るまで三十四年」（同上）などの語から、書簡一は万曆四十（一六一二）年、書簡二は四十一年に書かれたものと推測される。

〈地積単位〉

・地積単位として「石」が使われているが、これは播種量を表したものの。例えば、同じ湖北省の孝感県では、土地一石は六畝であった（康熙『孝感県志』卷二、賦法「論曰……大約田一畝可以播種一斗六升六合六勺六撮。近來邑人賣田、皆不計畝而計升斗。蓋據所播之種然也（論に曰く、……おおもね田一畝に種一・六六六六斗を播くことができる。近來県民が田を売るときは畝で計らず升斗で計る。けだし播種の量に拠っているのである）」）。ただ、前掲新方志『京山県志』によれば、京山の民間地積単位の一石は四畝であるという。ここでは、明末についても一応四畝と考えるのが、時期によって

違う可能性もあり、また畝の大きさ自体が全国標準と同じかどうか不明である。

全国標準でいうと明清時代の一畝は約六アールである。日本においても「畝(せ)」という地積単位は用いられてきたが、日本の一畝は約一アールである。中国の「畝」と区別するため、日本では中国の「畝」について、「ほ」或いは中国語の発音の「ムー」と呼ぶことが一般的である。なお、書簡一のFや書簡二のLに、「薄田數頃」「百家千頃」といった形で「頃」という地積単位が出てくるが、これは百畝を指す。

明清時代の中国の「畝」は、地域によって大きな差があり、統一されていないので、史料に「畝」とあっても単純に現在の地積単位に換算することはできず、地方志などで確認することが必要である。畝の大きさの相違は、測量方法の不正確によるばかりでなく、土地税との関係で故意に設定される場合もある。即ち、土地の種類(農地、山地など)や肥瘠によって畝の大きさに差をつけたり、また丈量(検地)によって耕地面積の増加が見られた場合に増税を避けるため、畝の大きさを調整して畝数の増加を抑えたりするなどの場合である。このような地積単位の不統一について、指摘は多く行われてきたが、研究は少ないようである。清代を中心とした全国的な概観としては、郭松義「清代的畝制和流行于民間的田土計量法」『平准学刊』第三輯上冊、一九八六、がある。民国期の調査によるものとしては、天野元之助「中国畝制考」『東亜経済研究』復刊第三集、一九五八、が全国各地の畝の大きさの表を含み、また、陳翰笙他『畝的差異——無錫二十二村稻田的一七三種大小不同的畝』国立中央研究院社会科学研究所、一九二九、は、一つの県の中でも畝の大きさが多様であったことを明らかにしている。

なお、播種量の「石」という単位について述べておくと、明清時代の「石」は、中国語ではshí(日本語で「せき」と読む容量単位で、公定の単位としては現在の約一〇〇リットルであるが、地域によってかなりの違いがある。近世日本の「石」(こく)は約一八〇リットルであるので、混同しないようにすべきである。斗が十分の一石、升が十分の一斗であることは、日本と同様である。また、明清時代に民間では、「石」が重量単位の「担」(百斤、約六〇キ

ログラム」と混用され、danと読まれる場合もあった。現在の中国では、「石」は容量単位として、重量単位の「担」と区別されているが、公定の読み方はいずれもdanとやれしよ。

☆前近代中国の度量衡

地積のみならず、中国の度量衡単位は、時代によっても地域によっても異なり、また対象となる物の性質によっても異なる。このことは、計量的な経済史研究の困難さの一つの理由となっている。度量衡の時代的変遷については、呉承洛『中国度量衡史』商務印書館、一九三七、が長らくスタンダードとされており、近年では、考古学の知見をふまえた丘光明の一連の研究（『中国科学技术史 度量衡卷』科学出版社、二〇〇一、など）が代表的な業績といえるが、いずれも地域ごとに異なる実際の用法を知る上では有用とはいえない。地域的慣行という点からいうと、清末から民国初年に東亜同文書院の学生が行った調査旅行に基づく『支那經濟全書』全一二卷、一九〇七、及び『支那省別全誌』全一八卷、一九一七〜一九二〇、いずれも東亜同文会、が、前近代の状況にある程度窺うに足る有用な情報を提供してくれる。

以下、劉氏・郝氏それぞれの土地集積状況を、書簡から読み取ってみよう。

〈劉氏の土地集積〉

- ・劉蘭の祖父劉侃の時期から「田舎は閩里に甲たり」。劉希皋もそれに付け加え、劉蘭はそれを継承した（書簡一F）。
- ・劉侃が馬跑泉を水源とする地を入手したのは万曆十五年から。万曆四十一年時点で劉希皋の田は三十石。劉蘭の叔父の田は八十石（書簡二M）。

・万曆二十九年以後、劉希皋が滔口に生前墓地の建設を始め、滔口の零細な田を買い集め始める。万曆四十一年時点で、五堰の灌漑する田で劉氏の所有する部分の合計は二石一斗五升（書簡二T）。郝敬によれば、その土地集積のしかたは強引なものであった（書簡二W）。

〈郝氏の土地集積〉

・郝氏は、成化年間（一四六五—一八七）頃には豊かだったが、郝敬の祖父の時代に兄弟の仲が悪く、財産を使い果たす（「小山草」巻八、「郝氏族譜」）。郝敬の祖父は兄弟に追われて姻戚の向氏の家で「贅子」（贅とは妻方居住をいう）となっていたが、久しくしてもとの家に帰った時には「家屋は壊れ、田畑はことごとく豪右（有力者）の手に入っていた」（李維楨「故肅寧令郝公墓誌銘」）。

・父の郝承健の代は、官僚だったが、清廉であったため家には蓄えがなかった（書簡一F）。

・万曆二十三年（最初の帰郷の際）に、郝敬は「滔口」で土地経営を始める（書簡二T）。同年、董氏が王氏等から買った田十石七斗五升（溜池などの水利つき）と郝氏の倪家沖の土地とを交換（書簡二T）。その後、王姓が「田堰基屋」を次々売り出し、劉氏が墓地建設をはじめ万曆二十九年時点で、王氏の土地はほとんどなくなっていた（同上）。

・また万曆二十三年には、県城の西郊十里の地に山を買い、康樂園の建設を始める。当初は十畝に過ぎなかった（「小山草」巻五「康樂園記」）。この地は馬跑泉の水を受ける聶家塙の付近にあり、この年、この地に「新戸」をたてた（書簡二M）。

・万曆三十二年、官を辞して帰郷した年、康樂園を拡張。龔氏・熊氏の基田を買い、また魏宏政と土地を交換して、七十余畝を入手。池をつくり「養魚種竹休老の計」をなす（書簡二R）。「康樂園記」によれば、このとき「園外の地百畝を拓く」とあり、相当大規模な庭園であったとみられる。

・万曆三十三年、洪水で聶家塙が壊れたとき、郝敬は三十両を投じて修理を行った（書簡二O）。

・聶家墻下の田と水利（全七昼七夜）が郝氏に集積されていった状況は下記の通りである。田と水利がセットになっている（書簡二N）。なお、ここからも知られる通り、取水の権利は、昼・夜という単位で表される。全体が七昼七夜とすると、一昼夜はその七分の一ということである。以上より、郝氏もかなり積極的に土地を集積していったことが窺われる。

・書簡の時点で言及されている郝敬の所有地をまとめると、①馬跑泉の水利に依存する田として、滕家墻下に十六石、周家墻下に五十余石、聶家墻下に一百余石（康樂園近辺の田はこれに含まれる）。泉の下の郝氏の所有田を「一百六十石」（書簡二M）としているのは、これらの合計と思われる。②それとは別に「涸口」（場所不明）に、溜池で水利をまかなうかなりの田を持っている。

・一石を四畝として計算すると、馬跑泉関係の田一六〇石は、六四〇畝程度となる。涸口の所有地の規模は不明であるが、当初の一〇石七斗五升から始めて王氏の田を次々買い取っていったことは、書簡二のTの記述から窺える。劉氏の買い集めた二石一斗五升（即ち八・六畝）は涸口の田のごく一部に過ぎず、ほかにはほぼ自分の田であるとしている（書簡二T）ことから考えて、涸口の郝氏の田は少なくとも百畝程度はあったものと推測される。ただ、書簡二のUの記述にもあるように、郝敬は、涸口の溜池問題よりも、沙泉（馬跑泉）問題のほうに危機感を持っている。それは、水利の状況（馬跑

聶秀・陳進一昼一夜→今陳田属我、水一昼夜

王安一昼一夜→王安田半属我、水半昼夜

廖成一昼二夜→廖成田半属我、水一昼夜

王明一昼一夜

王本敬一昼二夜（*原文はこのようになっているが、計算が合わないので、一昼一夜の誤りか）→王本敬田半属我、水半昼夜

王本義・龔鶴一昼一夜→王本義・龔鶴田属我、水一昼夜

併せて郝氏の田は水にして四昼夜、各姓は合わせて水三昼夜となる。

泉の田のほうに劉氏に水利の死命を制せられている)によるところもあるが、馬跑泉の六四〇畝の田が郝敬の生計にとって重要であったことを示すものであろう。この書簡から窺える明末京山県における郷紳の土地集積の特徴については、次項で扱うこととしたい。

3 この史料が語るもの

(1) 水利の状況と権利配分

この史料で興味深い点の一つは、水利の問題であろう。むろん、水田地帯であればどこでも水利が重要であることは言うまでもないが、山から流れる小規模河流をせき止めて灌漑する堰渠灌漑においては、堰や溜池の問題が農業生産の死命を制することとなる。

京山県は、湖北省のほぼ中央、江漢平原と鄂中丘陵の境目に位置し、西北が山がちで高く、東南が低くなっている。県城はその中間の地区にあり、県城の北十里にある馬跑泉が県城付近の農田の水源の一つをなしていた。現在、馬跑泉水庫という小規模なダムがあり、その南北それぞれ五キロメートル程度の地点に大規模なダムが建設されている。

前近代の湖北の水利に関しては、長江中流及び漢水下流の低湿地で堤防を築いて耕地を造成する埝堤水利建設と、丘陵地ないしその近傍で堰や溜池によって灌漑を行う堰塘水利と、大きく見て二つの方法が指摘されてきたが、研究史上主に注目されてきたのは前者であった(1)。後者の堰塘水利について見ると、漢水上流の漢中(陝西省西南部)に関しては古来の堰渠建設の伝統の故もあって、多くの研究がある(2)が、湖北に関するものは少ないようである(3)。郝敬の書簡で論じられているのは堰塘の問題であり、湖北の堰塘水利の状況の一端を当事者である地主の視点から窺うに足る。

註

(1) 日本語の研究としては、森田明『清代水利史研究』(亜紀書房、一九七四)、所収の諸論文、吳金成(渡昌弘訳)『明代社会経済史研究』汲古書院、一九九〇、第二篇第二章。また中国語の著作は数多いが、魯西奇『長江中游の人間関係と地域社会』厦門大学出版社、二〇一六、を挙げておく。

(2) 近年の代表的なものとして、魯西奇・林昌文『漢中三堰 明清時期漢中地区的堰渠水利与社会变迁』中華書局、二〇一一、がある。

(3) 管見の範囲では、湖北省南部の武昌府崇陽県の堰塘灌溉につき、清末にまとめられた「華陂堰簿」という地方史料や地方志及び現地調査を総合して検討した楊国安(森田明訳)「塘堰と灌溉：明清時期湖北南部鄉村の水利組織と民間秩序——崇陽県《華陂堰簿》を中心として——」『中国水利史研究』三七号、二〇〇八(中国語原文は『歴史人類学季刊』五卷一期、二〇〇七)、があり、塘堰管理や水利紛争の状況を詳細に論じている。また、江西省饒州府樂平県において道光年間(一八二一〜五〇)に起こった陂(堰)をめぐる水利紛争について、大澤正昭他「江西北部歴史調査報告：『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景(江州・饒州・南康軍篇)」『上智史学』五九号、二〇一四、が、関連の碑文を紹介している(小川快之執筆部分)。

〈堰と溜池〉

・京山県の灌溉においては、川をせき止める堰(書簡中では「堰」と、溜池(書簡中では「堰」が重要であった。康熙『京山県志』巻一、水に「陂塘 縣自諸水泉溉浸之外、民各度地宜穿埭堰以資灌注。蓋有二千九百九十區(陂塘。県では諸水泉により灌溉するほか、民はそれぞれ適切な地を選んで溜池を作り、二千九百九十区ほどもある)」とあり、また前掲新方志『京山県志』によれば、「建国前、農民は堰(溜池)と塘(堰)に水を蓄えて灌溉していた。溜池は大きい者は三〇畝以上あった」(二九五、二〇三頁)とらう。

・膝増・周増については、水が十分であるため取り分を契約で規定していないが、聶家増については、七昼夜にわけて取り分を規定している。取り決めに際しては、「廖朗の官帖」「各家私約」「各家公私新舊券約」などと表現される契約書があり、官のお墨付きを得ているものもあったようだ(書簡二M、N)。水の取り分と田はセットになってい

たとみられる。

・水害で増が壊れた際、「衆姓は田の多き者を推して事を首せしめ、不佞は三十金を捐して石を買い、隣人王天義・鄒少光等を募つて修築せしむ」（書簡二〇）とあり、「田多き者」が増の修築を主導する状況が見て取れる。

〈水利の建設と破壊〉

・劉家の使用人劉寅の悪事として郝敬が批判するのは、泉水については、聶家増より上流で水路をせきとめ、下に水を流さないこと、また余った水は他所に放水して無駄遣いしたり、取り分けない家に分けて需索したりするなどの行為である（書簡二二）。一方、溜池に関する劉家の悪事として郝敬が批判する行為は、具体的にはよくわからないが、五堰に「隄を築く」（書簡一F）「堰の半ばを占める」（書簡二T）といった言い方からして、溜池の中間に隄を築いて分割し、一半の水をもつばら自分の田のために使う、ということではないかと思われる。

・建設側・破壊側いずれにしても、郷紳が在地の水利施設に積極的に関与していたことが窺われる。

(2) 郷紳の土地集積と紛争

〈土地集積の規模と紛争〉

・郝敬はもつばら劉氏に対し、強引な土地集積のやり方を非難する。しかし、彼の帰郷後のかなり急速な土地集積は、やはり郷紳としての勢力と関わりがあるだろう。前述のように、もともと彼の家は「まったく蓄えがなかった」（書簡一F）とされるにもかかわらず、書簡執筆時点で、彼の所有田は馬跑泉の水利に依存する六四〇畝と滔口の田とをあわせて、七〇〇畝を超えていたと考えられる。当時の京山県には、田一万畝を有する魏氏のような大地主もいた（李維楨『大泌山房集』巻八十九、「茂才魏氏墓誌銘」など）、それに比べればささやかな規模と言えるかもしれないが、一畝当たりの小作料収入を仮に江南同様米一石（約一〇〇リットル）程度としてみると二〇〇人以上の一年の米消費量に相当し、税や徭役の重さといった問題がなければ、地主家族が安定して暮らすに十分であったと想像さ

れる。

・郝氏は王氏から多くの田を買っていた。涸口の田は、以前は王氏が多く所有していたが、次々と不動産を売り出し、王氏所有の田はほとんどなくなっていた（書簡二丁）。郝敬によれば、王氏との取引は正当なものであって「王氏の田を郝氏が奪った」という劉家からの非難は言いがかりであるという。しかし、劉蘭の父が「王卿・王魯など無頼の小人」にそのかかされている、という郝敬の指摘（同上）は、土地を郝家に売った王氏族人のなかに、劉氏の勢力を借りて郝氏から土地を取り戻そうとする動きがあったことを示唆している。この紛争は、郝氏と劉氏との争いに止まらず、郷紳層ではない家族をも巻き込んでいたと考えられる。

(3) 京山県の風気と裁判への態度

〈康熙『京山県志』の風俗論〉

書簡一のなかで郝敬は、京山県の気風が荒々しく争い好きで、周囲の地域から批判を受けていることを強調している。これは、郝敬のみの主観であろうか、またそれが当たっているとすれば、その要因は何であろうか。康熙『京山県志』巻一は、李維楨の論を引く形で当地の風俗を論じているので、その概略を試みよう（印刷が悪く読めないところは光緒県志で補う）。

・李大泌（李維楨、一五四七―一六二六）がかつて述べるところでは、成化・弘治以前には、県の俗は素朴で巧知も少なく、少々腹が立つても許してやって、口論は起こらなかった。……その後、名声が広まり（「聲名漸闢」）文物が盛んになり、人口も増え、巧知も芽生えて、強弱の勢が分かれ、侵食の計が叢生した。……壬午・癸未の間（一五三二―二三）に県の風俗は一変したのである。その後、込み合った都会に車馬が行きかい、五方の珍奇なものが流行し、商人は坐食して富を得、職人は雑然と集まり、丙午・丁未の間（一五四六―四七）に、県の風俗はまた一変した。しかし、嘉靖（一五二二―六六）末年に士大夫はその習俗を敦くし、民はその家を思い、次第に以前の淳厚な風俗が復活

した。……死ぬまで県の役所を見たことのない者、孤児や寡婦でも県に訴えて（正しい）裁きを受けることができ感謝する者、（紳士の）遺児が昔と変わらぬ様子であることが喜ばれ、金持ちの家に行くと利子をまけて金を貸してやったり、高官に出世した者が往々にして患難の際には助け合い、才能を互いに褒めたり、また隠居して引きこもっている者（懸車谷臥）している者も勢力の上下を気にせず語り合うなど、みなその本性を忘れずにいることができるのである。隆慶・万暦の季には……田宅を求める心が生じ、それに慣れて風俗となり、民はただけしく健訟と
なつた……。

・正徳年間から嘉靖の初めころを境に風俗が悪化していったという書き方は、明末地方志の常套的な論調ではあるが（4）、嘉靖末年に風俗が一時旧来の淳厚さを回復した、といった上記のような説は珍しいように思われる。そうした風俗回復の努力が紳士層の間で自覚的になされたということがあるのかもしれない。郝敬も、土地争いの表面化が風俗を悪化させることに對し、強い危惧を表明している（特に書簡一及び書簡二W）。

註

（4）明末中国の地方志を特徴づけるこのような風俗衰退論については、森正夫の研究がある。『森正夫明清史論集 第三卷 地域社会・研究方法』汲古書院、二〇〇六、所収、「明末の社会関係における秩序の変動について」（初出一九七九）、「明末における秩序変動再考」（初出一九九五）。

・呉金成は、前掲の著書『明代社会经济史研究』のなかで、万暦『承天府志』卷六、風俗、の記事を引き、そこに指摘された風俗変化の背景を論じている。明末には京山県は承天府に属しており、その記述のなかには京山県の事情も含まれているため、やや詳しく呉氏の所論を見てみたい。まず、『承天府志』の記事には、次のようにある（括弧内の説明なども含め、呉氏著書の訳による）。「佃戸の中には流亡するものが多く、軽々しくその業を棄て、狡猾で訴訟に長じ、主戸を欺いたり犯したりするのがふつうである。豪貴の家（＝紳士・大地主）の行為が弱肉強食であっても、

法はそこまで及ばなかった。……土着の小民は常に賦役が過重で、その負担のために（客民から）借金をし、倍の利息で返済し、田宅を質に入れるため、しばらくすると彼ら（外来人）の所有になってしまった。それゆえ税糧の逋脱は日ごとに増え、民は日ごとに貧しくなっていくた……。それに続けて、各県ごとの記事があるが、京山県については、「遊居の民が横暴で、訴訟を事とした」などとある。承天府のこのような風俗の背景として、呉氏は三点を挙げている。第一に、全国的に見られる事情であるが、紳士・大地主が土地を集積しつつその勢力を利用して税役逃れを図ること。第二に、各王府（各地に分封された親王の治所）が特権的に兼併した荘田や軍屯田が、民田と錯綜しているところに生じた問題。第三に、土着民と客民・客商との葛藤、である。郝敬の書簡に限っていえば、第二点目の王府や第三点目の客民といった問題には触れられておらず、第一点の紳士勢力の乱用という点にもつばら焦点が当てられているといえよう。即ち、佃戸との関係や外来者との関係ではなく、地主層のなかでの勢力の強弱を問題としているのである。

〔情・理・法〕

・郝敬は、士大夫層は情で、庶民は理で解決するものであり、法に訴えるのは下だ、と主張する（書簡一頁）。「情・理・法」の問題は、明清時代の民事裁判を論ずる場合に注目を集めてきたもので、滋賀秀三によれば、清代の州県で行われた民事裁判（即ち、家族問題や土地争いに関する所謂「戸婚田土細事」に関わる裁判）において、裁判官は一応「法」に留意はしたものの、「情理」に配慮して融通をきかせることを重視した、という。「情理」とは、総合すれば「社会生活における健全な価値判断とくに平衡感覚」を指すが、分けて考えれば、「理」とは「同種の事物には普遍的に妥当するような道理」であり、それに対して「情」とは、「事情」のような具体情況の意味や「人情」のような平凡な人々の心情、さらに「情誼」のような友好的人間関係など様々な意味を含む語で、具体的な事情を同情的に理解しつつ調和的人間関係の形成を目指す際に用いられるのだとされる⁵⁾。

明清時代の官僚・知識人による裁判論では一般に、「情・理・法」を論じる場合、「庶民の過ちを厳しい法で裁くのは気の毒なので情を考慮する」という言い方が裁判官の立場からなされることが多いが、郝敬の所論は、それは少し異なる。ここでは、情⇨大所高所に立った当事者どうしの対話による解決、理⇨権利関係を明らかにした上での論争、法⇨官府に訴える、といったイメージであろうか。

註

(5) 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四、第四「民事的法源の概括的検討——情・理・法——」。

・郝敬は、書簡一において、「ここにおいて子供たちに口述して代書させ、邑の長者に告した」(F)としている。また、書簡一のB、J及び書簡二のTにも「長者」の語が見える。これらの「長者」の名前は記されていないが、公平な調停者として人望があり一定の影響力をもつ人物を指すのだろう。直ちに官府に訴えるのではなく、こうした人物にまず調停を依頼することが通常であったことが窺える。郝敬側の主張に対し、劉希皋も長大な手紙で反論(「報以纏纏大篇」)しているが、いずれにしても裁判にはなっていないようだ。また、胡幼泉や馬瑞華が「劉蘭が帰郷してから」の解決を勧める(F)など、調停的アドバイスをする人物も存在する。なお郝敬は、「昔」のこととして、「王鶴陸に頼んで祖父の方伯公をお願いをした」(書簡二S)ことに言及しており、これも「長者」に口利きを頼んだ例と考えることもできるだろう。明代の京山には王氏の科挙合格者も多く、「王鶴陸」に当たる人物はその王氏の一人かと思われるが、現在のところ未詳である。

・書簡一と書簡二の関係は、概略的に言えば、書簡一で情による解決を求めたけれども無視されたので、書簡二では具体的な証拠による理詰め議論をする、という流れである。しかし、書簡二のWにも見えるように、勢力ある者の恩情を求めるといふ書き方は維持されている。それは、積極的な権利主張を行うことを「争い事を好み(奔競喜

事」(書簡一B)、「他人と争ったり不動産の獲得に熱中したり(好與人長短、専心田舎」(書簡一E)する攻撃的な姿勢と結びつけ、自分がそうでないことを強調して相手の強引さと対比する、というこの書簡の基本的な彼我の描き方と深く関わっている。

・裁判には至っていないが、土地や水の権利に関しては、契約書その他の証拠書類に関わる議論がなされている。一般の契約書(上述)のほかに、「官帖」や「清丈冊」が持ち出されている。「官帖」の具体的形状については不明。劉希皋はこれを「空帖」といつて否定しているが、郝敬は、官帖の真偽を持ち出すまでもなく、水の権利は住民すべてに認識されている、と反論する(書簡二Q)。また「清丈冊」は、劉氏側が持ち出したものだが、郝敬は、万曆七年の清丈から三十四年もたち、売買が行われているので証拠にならない、と反論している(書簡二T)。このように、裁判には至らなくても、かなり具体的な議論がなされていることがわかる。

・この紛争の結末は不明だが、その後、郝敬の没年に至るまでの文章には特にこの件に関する言及はないようだ。

おわりに

本章は、明末の郷紳の手紙を取り上げ、具体的なこの史料(及び直接に関連する地方志等の史料)から直接に引き出し得る論点を列記したものである。この史料は、土地所有、水利、郷紳論、明末風俗、裁判など、様々な問題に関わっており、この史料をどのように使うかについては、様々な研究文献や他の史料と組み合わせ、多様な方向を考えることができる。その意味では、この史料読解は、郝敬を取り巻く世界の一つの入り口に読者を案内するもの過ぎない。

本章で主に扱った書簡一は、具体的な事実というよりは、これらの問題に対する自らの姿勢、郷紳のあるべき態度、といったものを執拗に述べており、冗長に感じられるかもしれないが、当時の郷紳が自らに関わる社会問題を論じる

際の独特の語り口をよく表しており、そうした表現の仕方を知ること、明清時代の史料を読む上で役にたつであろう。

明清時代における郷紳の威信は、むろん科挙に合格したことや官僚としてのキャリアに基づいて生ずるものだが、郷里での生活において郷紳らしくふるまうことによっても維持・増進される。それでは、郷紳らしさとは何であろうか。一面ではそれは、衣服や邸宅・庭園などにおける衒示的消費、鷹揚な挙措、官僚との間の或いは郷紳相互での頻繁な交際などによって、人々に印象付けられる。しかし他面では、科挙合格によって認定される人格的能力——即ち郷紳たることの資格——は、奢侈や享楽とは対極にある厳格な道徳性や禁欲的な学問生活とも結びついている。その点で、郷紳らしさとは、もともとパラドクシカルな緊張をはらむものでもある。明末という時代は、特にこの緊張が高まった時期といえよう。本書簡における郝敬の狷介な自己イメージや堅苦しい語り口を、そのような観点から味わってみることも面白いかもしれない。